

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月26日
【会社名】	株式会社アルゴグラフィックス
【英訳名】	ARGO GRAPHICS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長執行役員（CEO） 藤 澤 義 磨
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町 5 番 1 4 号
【電話番号】	03(5641)2037
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 伊 藤 俊 彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町 5 番 1 4 号
【電話番号】	03(5641)2037
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 伊 藤 俊 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成20年6月19日開催の第24回定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条および第239条に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成20年6月19日付で当該新株予約権の発行を取締役会において決議したため、「金融商品取引法」第24条の5第4項および「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。なお、上記取締役会決議後、遅滞なく本報告書を提出すべきところ、提出を失念していたため、表紙記載の日付にて本報告書を提出いたします。

2【報告内容】

1. 有価証券の種類および銘柄

株式会社アルゴグラフィックス新株予約権

2. 発行数

新株予約権 4,673個（新株予約権1個につき普通株式100株。）

3. 発行価格

無償

4. 発行価額の総額

665,435,200円

5. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 467,300株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株につき、1,424円

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (A + (B × C) / D) / (A + B)

ここで、

A：既発行株式数

B：新規発行株式数

C：1株当たり払込価額

D：1株当たりの時価

7. 新株予約権の行使期間

平成22年6月20日から平成27年6月19日まで。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、平成20年6月19日開催の当社第24回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権申込書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数および内訳

合計386名であり、その内訳は次のとおりである。

当社取締役 7名

当社従業員 379名

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

当該事項はない。

13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

- (1) 新株予約権者が、解任、取締役の欠格事由、解雇、懲戒解雇により取締役又は従業員たる資格を失った場合
- (2) 新株予約権者が有罪の判決を受け、取締役会が事案の内容・状況を勘案しても新株予約権の停止が相当と認めた場合
- (3) 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権者が当社が定めた権利行使手続きに従わない場合
- (5) 新株予約権者が死亡した場合

以上